(二)　平成二三年一二月三一日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成二三年一二月三一日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「旧契約」という。）に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の控除額の計算は次のとおりとし、これらの控除の適用限度額は、それぞれ五万円とする。

年間の支払保険料等	控除額
二万五、〇〇〇円以下	支払保険料等の全額
二万五、〇〇〇円超五万円以下	支払保険料等×二分の一＋一万二、五〇〇円
五万円超一〇万円以下	支払保険料等×四分の一＋二万五、〇〇〇円
一〇万円超	一律五万円

(三)　新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、右記(一)(2)及び(二)にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（適用限度額四万円）とする。

(1)　新契約の支払保険料等につき、右記(一)(3)の計算式により計算した金額

(2)　旧契約の支払保険料等につき、右記(二)の計算式により計算した金額

4　寄附金控除の適用下限額を二、〇〇〇円（改正前五、〇〇〇円）に引き下げることとした。（第七八条関係）

5　先物取引に関する支払調書制度等の対象となる取引に、次に掲げる取引を追加することとした。（第二二四条の五関係）

(一)　商品先物取引法の次に掲げる取引

(1)　先物取引のうち商品スワップ取引等（同法第二条第三項第五号～第七号に掲げる取引）

(2)　店頭商品デリバティブ取引

(3)　外国商品市場取引

(二)　金融商品取引法の次に掲げる取引

(1)　市場デリバティブ取引のうちスワップ取引等（同法第二条第二一項第四号～第六号に掲げる取引）

(2)　外国市場デリバティブ取引

6　信託の受託者等がその信託の受益者等に対して交付するオープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書及び配当等とみなす金額に関する支払通知書の交付期限を、その配当等の支払の確定した日から四五日以内（改正前一月以内）とすることとした。（第二二五条関係）

7　保険法の制定を踏まえ、生命保険契約及び損害保険契約の範囲について明確化等を図ることとした。（第九条、第一六一条、第一七四条及び第二二五条関係）

8　適格現物分配に係る配当等については、配当所得に含めないこととした。（第二四条関係）

9　罰則について、次のとおり見直しを行うこととした。

(一)　脱税犯に係る法定刑の引上げ等

(1)　脱税犯に係る懲役刑の上限を一〇年（改正前五年（源泉所得税に係るものは三年））に、罰金刑の上限（定額部分）を一、〇〇〇万円（改正前五〇〇万円）にそれぞれ引き上げる。また、源泉所得税不納付犯に係る罰金刑の上限（定額部分）を二〇〇万円（改正前一〇〇万円）に、源泉所得税不納付犯を除く源泉所得税の脱税犯に係る罰金刑の上限（定額部分）を一〇〇万円（改正前五〇万円）にそれぞれ引き上げる。（第二三八条～第二四〇条関係）

(2)　脱税犯の対象に、非居住者の給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告に係るものを加える。（第二三八条関係）

(3)　源泉所得税の納税者の代理人等（行為者）が、納税者の業務等に関して脱税に係る違反行為をした場合における納税者の業務主（法人又は業務主たる個人）としての罪の公訴時効期間は、代理人等（行為者）に係る罪の公訴時効期間によるものとする。（第二四三条関係）

(二)　秩序犯に係る法定刑の引上げ

秩序犯に係る罰金刑の上限を五〇万円（改正前二〇万円）に引き上げる。（第二四一条及び第二四二条関係）

(三)　税務職員の守秘義務違反に対する罰則の見直し

国税通則法に国税の調査等に関する事務に従事している者又は従事していた者の守秘義務違反に対する統一的な罰則規定を設けることに伴う所要の整備を行う。（旧所得税法第二四三条関係）

二　法人税法の一部改正関係（第二条関係）

1　完全支配関係がある法人の間の取引に係る税制について、次のとおり見直しを行うこととした。

(一)　完全支配関係がある法人の間の資産の譲渡取引等

(1)　連結法人間取引の損益の調整制度について、内国法人が譲渡損益調整資産を当該内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人に譲渡した場合には、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額を、所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する制度に改組する。（第六一条の一三及び旧法人税法第八一条の一〇関係）

(2)　適格事後設立制度を廃止する。（第二条及び旧法人税法第六二条の五関係）

(3)　非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価制度について、株式交換等の直前に株式交換完全子法人等と株式交換完全親法人等との間に完全支配関係がある場合のその株式交換等を適用対象から除外する。（第六二条の九関係）

(二)　内国法人が当該内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人に対して支出した寄附金についてその全額を損金不算入とするとともに、当該他の内国法人が受けた受贈益についてその全額を益金不算入とする。（第二五条の二、第三七条及び第八一条の六関係）

(三)　完全支配関係がある法人の間の資本関連取引

(1)　内国法人が行う現物分配（法人がその株主等に剰余金の配当等の事由により金銭以外の資産の交付をすることをいう。）のうち、その現物分配により資産の移転を受ける者がその現物分配の直前において当該内国法人との間に完全支配関係がある内国法人のみであるものを適格現物分配とし、適格現物分配による資産の移転を当該適格現物分配の直前の帳簿価額による譲渡とするほか、適格現物分配について他の適格組織再編成に準じた措置を講ずる。（第二条及び第六二条の五等関係）

(2)　完全子法人株式等につき受ける配当等の額については、負債の利子を控除せず、その全額を益金不算入とする。（第二三条及び第八一条の四関係）

(3)　内国法人が、その有する株式を発行した他の内国法人で当該内国法人との間に完全支配関係があるものからみなし配当の額が生ずる基因となる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合等には、当該事由により生ずる株式の譲渡損益を計上しないこととする。（第六一条の二関係）

(4)　対価が交付されない分割が行われた場合の分割型分割と分社型分割との区分、対価が交付されない適格合併及び適格株式交換が行われた場合の株式の譲渡損益の計算方法等について、明確化を行う。（第二条、第六一条の二及び第六二条の二関係）

(四)　資本金の額若しくは出資金の額が五億円以上である法人又は相互会社等との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人については、中小企業者等の軽減税率を適用しないとともに、特定同族会社の特別税率の適用対象とする。（第六六条、第六七条、第八一条の一二及び第一四三条関係）